

上州山中領における御巣鷹山と山林政策の変遷(下)

佐 藤 孝 之

はじめに

一 山中領における御巣鷹山制

(一) 御巣鷹山の概況

(二) 御鷹見役と高役免除

二 御巣鷹山支配の展開と御巣鷹上納

(一) 山内取締と生業規制

(二) 御巣鷹上納の変遷

(以上前号)

三 御巣鷹山と御林

(一) 御林設定の経緯

前章までに、御巣鷹の供給源としての御巣鷹山と、その取締りに当たつた御鷹見の動向をみてきたが、本章では用材供給源としての山林利用の面から御巣鷹山ならびに御林をみておくことにしたい。

前掲第2図に示したように、山中領には御巣鷹山のほかに浜平御林・中沢御林・乙父沢御林・野栗沢御林という四ヶ所の御林があった。その設定は正徳四年(一七一四)であるが、すでに拙稿において明らかにした御林の設定経過を、ここで改めて整理しなおせば次のようになる。

(1) 正徳三年三月、御徒目付大平弥五兵衛・作事奉行被官前沢藤兵衛による日光御普請用の柵の調査が実施される。⁽⁴⁰⁾

おわりに

(以上本号)

任命して欲しいと願い出るとともに、実現した場合の「山守」の職務規定といえる「山中領御林相守候致方」を提案する(実現せず)。

(3) 同年夏、代官野田三郎左衛門による「御林」の調査が実施され、「大積之絵図」が作成されるとともに、山稼ぎ禁止措置が取られる。

(4) 同年五月、浜平・中沢

・中沢・乙父沢が山稼ぎの再開を願い出る。
(5) 同年閏五月、割元黒沢八右衛門から代官宛に、御巣鷹山三三ヶ所の林相が書上げられる。

(6) 同月、御巣鷹山を「払山」とすることの可否の調査に対し、割元黒沢八右衛門ならびに山中領村々役人連署の口上書が代官宛に差し出される。浜平・中沢・乙父沢・野栗沢村に対しては、御巣鷹山に加えて「百姓稼山」が調査の対象となる。

(7) 同四年四月、野田三郎左衛門の後任代官池田喜八郎による山内見分が実施される。割元に対し絵図の作成が命じられ、「百姓山」と「御林」(御留山)の区分が定められ「御林」が成立する。

以上が、正徳三年から翌四年にかけての動向であり、(7)によつて「御林」が設定されたのであるが、(1)の際には同年三月に幕府から、「上州山中領御林木出シ運送入札ニ申附候間、望之者共当月十三日明六ツ時五ツ時迄之内、柳原日光方小屋江参、注文写取候様ニ、町中不残御触可被下候」という町触⁽⁴²⁾が出されており、江戸町人を対象に御用規伐出し請負人の募集がなされている。

さらに、同年閏五月一日付で、勘定所から代官に対し「世上材木払底ニ付、今度上州山中領・武州秩父郡大瀧山御払ニ被仰付候間、望之者ハ代金差上、買請候積り入札可仕事」との条文を含む通達が出されている。すなわち、材木払底に対する対策として山中領と秩父大瀧山からの材木伐出

しが命じられたのであり、(5)・(6)の調査はこれに關係したものと思われ、

直前の日光御普請用規の調査とは目的を異にする調査であつたといえる。

(5)の林相調査では、全御巣鷹山を対象に「黒木」=有用樹の多寡による区分がなされ、また(6)の「払山」の調査では、やはり全御巣鷹山を対象に「払山」にすることの山稼ぎへの影響が尋ねられている。そして、(6)の調査では、(5)で「黒木」が最も多いと評価された御巣鷹山を持つ浜平・中沢・乙父沢・野栗沢村に対して、御巣鷹山のみならず「百姓稼山」も含めて「払山」の可否が問われている。これらの調査を経て、(7)の池田喜八郎による山内見分によつて、浜平・中沢・乙父沢・野栗沢村に御林が設定されたのである。⁽⁴⁴⁾

ところで、(2)において割元等が提案した「山中領御林相守候致方」の一 条に、「山中領御林三拾ニヶ所之儀、以前者御巣鷹山ニ御座候ニ付、浜平・野栗沢村之百姓、右之内御林貳拾四ヶ所御應見仕候、(中略)右御巣鷹山之儀、山中領絵図ニ仕御林名所付、御巣鷹見何れ之村占仕候訣銘々書記、付ケ紙仕候」とあり、「御林」三三ヶ所は以前御巣鷹山であった、御巣鷹山について絵図に「御林名所」を付ける、などと記されている。この時期、山中領には御巣鷹山が三三ヶ所あつた(第一章第一節参照)ことも合わせ考えれば、御巣鷹山ニ「御林」であるといえる。

また、同月の権原村名主等から代官に宛てた証文(第4表No.23)に「山中領権原入濱平所之御巣鷹山御林、去ル頃御見分之砌、(中略)御巣鷹山御林荒シ候様子ニ御見及被成候由、依之、此度早速御吟味茂可被仰付處ニ、御用木山出之御沙汰有之候ニ付、當分御延引被遊候(中略)此上御巣鷹山御林江入込、立木等ハ不及申、枝葉ニ而もむさと伐取申間敷候」とあるよう に、ここからも御巣鷹山ニ「御林」であると指摘できる。とすれば、(3)の

第5表 慶長17年指定の御用木

郷	村名	樹種	数量	寸法	所在場所	備考
上山郷	橋原村	杉	2本	6尺~7尺5寸廻	諏訪之森	
	乙母村	檜	26	3尺~5尺廻	八幡之森	
	勝山村	檜	1	6尺5寸廻	諏訪ノ森	
	新羽村	杉	1	1丈3尺廻	八幡之森	
下山郷	麻生村	松	1	4尺5寸廻	諏訪森	◎
	柏木村之内大寄	松	1	1かい	天狗山	◎
	同村之内大寄	松	2	3尺廻	十王堂	◎
	中嶋村	杉	1	3かい	伊勢森	◎
	同村	楓	1	2かい	同森	元文4年風折払木
	柏木村	松	1	4尺廻	野栗大明神森	◎
	同村	松	1	6尺廻	松波山天狗森	◎
	生利村	松	3	3尺廻	富士山天狗森	◎
	同村之内戸野村	杉	1	4尺廻	妙見ノ森	
	万場村	杉	1	1かい	八幡森	
	森戸村	松	3	4尺廻	天狗森	◎
	黒田村	杉	1	1かい	駿迎堂前	元文4年風折払木
	塩沢村之内客座	杉	1	2かい	丹生ノ森	
	黒田村	杉	1	1かい	山神	◎
	小平村	檜	1	1かい	城山	元文3年伐出し
	同村	檜	1	3尺廻	天神ノ森	元文3年伐出し
	同村	松	2	2尺廻	城山	◎

註・上山郷は宝暦9年「村差出明細帳」(上野村橋原「黒沢堯雄家文書」62)、下山郷は元禄5年「御用木御改帳」(「万場・黒沢家文書」15)による。

- 備考欄のうち下山郷の◎は、宝暦9年「村指出明細帳」(「万場・黒沢家文書」82)に記載があることを示す。そのほかの記載事項も、同明細帳にみえる記載。
- 中嶋村は、元禄検地後に柏木村の枝郷となる。

代官による「御林」調査は御巣鷹山を対象にしたものであり、御巣鷹山を「御林」と称することもあつたといえるのである。

しかし、正徳四年に御林として指定されたのは、有用樹の多いとされた御巣鷹山が所在する浜平・中沢・乙父沢・野栗沢の四ヶ所であり、この四ヶ所では御巣鷹山のみならず「百姓稼山」も含む広い範囲が御林に指定されたのである。それは、御巣鷹山の面積に比べれば、かなり広い範囲であることが、前掲第2図から窺えよう。正徳四年の前後で、御林の意味するところは異なるのである。

(二) 御用木の指定と保全

山中領における御巣鷹山の設定は、御巣鷹の確保が目的であることはいうまでもなく、第二章第二節でみたように実際に御巣鷹の上納が行われていた。その一方で、用材の供給源として位置付ける動きがみられ、正徳四年に御林が設定されることでひとつの画期を迎えるが、本節と次節では御林設定に至るまでの用材(御用木)をめぐる動向を検討しておきたい。

山中領においては、早く慶長一七年(一六二二)に、御用木の指定が行われ、第5表に示したように上山郷で三〇本、下山郷で二三本の楓・杉・松・檜が「御用木」と

されたという。⁽⁴⁶⁾ その多くは、所在場所から判明するように、祠堂の森のなかの大木が指定されたものといえる。そして、ほとんどは一～三本の指定となつており、上山郷乙母村の檜二六本は例外的に多いが、それを含めても、大量の用材の供給源としての把握とはいえないであろう。

これらの御用木は、その後村々によつて保全されていたのであり、元禄五年(一六九二)六月に下山郷で作成された「御用木御改帳」⁽⁴⁷⁾には、第5表に表示した御用木を書上げた後に、

〔史料15〕

右者、慶長拾七年御改帳御 公儀様ち出申候由ニ而、七年以前寅ノ年、佐原三右衛門様御支配之節御改、村中江御預ヶ被成候、右之御用木、年久敷儀ニ而村中ニ存候者無御座候、然共、大方先年之御改帳ニ御合候由ニ而、預り手形差上大切ニ相守申候、此外御帳面之木壳本も無御座候、以上、

と記されており、この年に慶長一七年指定御用木の再調査が行われ、改めてその保全が指示されている。

また、右の史料のなかに「七年以前寅ノ年、佐原三右衛門様御支配之節御改」とあるように、「七年以前寅ノ年」すなわち貞享三年(一六八六)にも、慶長一七年指定御用木の調査があつたらしい。また、中山郷青梨村の御用木に関する次のようないかん史料もある。

〔史料16⁽⁴⁸⁾〕

口上書を以奉願候御事

一青梨山之内から沢山大日之森ニ杉之木、廻り壳丈五尺、長サふしの無御座候内八尺之かれ木壳本御座候、慶長十七子ノ年御用木之御改之御書付ニハ無御座候得共、佐原三右衛門様御代官所之節、御手代

西沢武右衛門殿、六年以前、慶長年中御用木御改被遊候節、右大日之杉之木御用木ニ御座候哉と御詮議被成、御改置被遊候事、之杉之木神木ニ御座候間、普門寺ニ被下候様ニ、青梨惣百性奉願候、以上、

元禄四年未極月九日

青梨村

名主代

助八郎(印)

傳右衛門(印)

助右衛門(印)

惣兵へ(印)

惣百性代
新左衛門(印)

庄五郎(印)

三十郎(印)

此願書、平岡次郎右衛門様御手代小宮山勘平殿江、上州片山村^(多胡郡)ニ而上ヶ申候得者、右之杉普門寺ニ被下候、以上、

未十二月日

これは、青梨村の「から沢山大日之森」にあつた杉に関する元禄四年(一六九二)一二月の願書であるが、文中に「佐原三右衛門様御代官所之節、御手代西沢武右衛門殿、六年以前、慶長年中御用木御改被遊候」とあるように、六年前ニ貞享三年に、代官佐原三右衛門の手代西沢武右衛門による「慶長年中御用木御改」があつたと、ここにも記されている。この杉は、西沢の調査の際に御用木に指定されたのであつたが、枯れてしまつたため、同村普門寺の普請用に払い下げられたという。

さらに、上山郷浜平村では、貞享二年（一六八五）の次のような証文がみられる。

〔史料17〕（第4表No.16）

出シ申證文之事

一當村御巣鷹山并其外御山ニ、御用「」可罷成木御座候哉と、御代官様より御改ニ御座候、けや木・つか・檜・もみ・黒松、右ノ木之内ニ而見出シ候通り者、御代官様書上ケニ仕候けや木、惣而黒木類之内ニ而大木御座候得而、御用木ニ可罷成木見出シ候ハ、早々可申上候、御巣鷹山之儀ハ不及申、其外山右之木立候所々山、自今以後一切荒シ申間敷候、若シ山荒シ申候ハ、御代官様らいか様之曲事ニ被為仰付候共、御恨ニ存間敷候、前方より被為仰付候通り、山焼申間敷候、右之通り少も相背申間敷候、為後日仍如件、

貞享式年丑ノ八月十四日

名主
伊右衛門殿まいり

浜平村
たれく

右の文面にある「御代官様より御改」とは、代官佐原三右衛門による調査とみられ、上山郷では貞享二年に御用木の調査が実施されたといえる。ただし、右の史料では「けや木・つか・檜・もみ・黒松」のうちで、「黒木類」の「大木」を「見出」^レし発見することが指示されており、慶長一七年指定御用木の再調査というより、新規の御用木調査といえるのではないか。しかも、「御巣鷹山并其外御山」とあるように、御巣鷹山も含めた山内が調査の対象になっている。

下山郷で慶長一七年指定御用木の再調査があつた元禄五年には、上山郷中沢村から浜平御鷹見衆宛に、同年七月晦日付で「中沢山 従^(先)千^年濱平御

巣鷹山ニ御座候、毎年之通り立来り候御巣鷹山ハ不及申ニ、西沢武右衛門様御登御用木御改被遊候其外あき所ニ而も、山ニす□れ候木、無沙とさわり申間敷候」と、御巣鷹山はもとより西沢武右衛門の調査した「あき所」の御用木の保全を誓約した証文（第4表No.20）が差し出されている。すなわち、この年には上山郷でも御用木の調査が実施されたのである。それとともに、「西沢武右衛門様御登御用木御改」が、〔史料17〕の貞享二年の御用木調査を指していることはいうまでもない。

このように、山中領では貞享二～三年、および元禄五年に御用木の調査が行われた。その目的は慶長一七年指定御用木の再調査であるとともに、少なくとも上山郷の調査では、御巣鷹山も含めた山内全体を対象に「黒木類」^レ有用樹の新規調査が行われたのであり、用材の資源量を把握しようとしたものであろう。

幕府は、貞享二年に御林奉行を設置し、御林の現状調査を行い、御林の保護取締りに当たらせている。⁽⁴⁾こうした幕府の山林政策の一環として、山中領における御用木調査も行われたといえよう。

（三）用材供給源としての御巣鷹山

さて、山中領の村々では、笹板等の板や材木を売出しており、その生産のために、しばしば御巣鷹山へ侵入しての伐木（盜伐）がみられたことは前述したが、一方で幕府による御用木の伐出しも行われた。万治二年（一六五九）の浜平村から奉行宛の訴状（第4表No.6）の文面に、「去年中ハ浜平山へ御用木之木屋衆被參候」とあるのは、詳細はわからないが、木屋衆による御用木の伐出しが行われたことを示すものといえよう。

次いで、寛文～延宝期に材木の伐出しが行われたことが、享保三年(一七一八年)九月の口上書⁽⁵⁰⁾から知られる。

〔史料18〕

一先規之様子此度委ク承候処ニ、伊奈左門様御支配之節、浜平・中込両村惣山之内ニ而間切り取候而御江戸迄出シ申候由、金元江戸ニ而致候者も有之候由申候、其節之書物等にても御座候哉と相改候得共、しかと致候書物も見ヘ不申候、(後略)

代官伊奈左門支配の時期とは寛文六～延宝九年(一六六六～八二)のことになるが、この時期に浜平・中沢両村から材木を伐出し江戸まで輸送し、この事業には江戸の「金元」も加わっていたという。これも詳細は不明であるが、江戸の商人資本の参加が窺われる。

その後、元禄一六年(一七〇三)一〇月には、代官宛に次のような願書⁽⁵¹⁾が差し出されている。

〔史料19〕

乍恐書付ヲ以奉願上候御事
一御支配所上州山中領之儀、山方ニ而人數多御座候所、近年打續米穀高直ニ而惣百姓悉困窮仕候、就夫、山中御山之儀万場村八右衛門・小平村与右衛門・尾附村平太夫願書差上置、御用木御山入奉願候、此度所困窮仕候ニ付、弥々御用木御山入奉願候間、御山入被仰付可被下候、御用木御入用ニ無御座候ハ、賣木ニ成共被為仰付、百姓御敷被遊可被下候、若三人之者共ニ被為仰付被下候得者、山中領惣百姓難有奉存候御事、

右之通、御意奉仰候、以上、
元禄十六年未十月

次いで、寛文～延宝期に材木の伐出しが行われたことが、享保三年(一

八二)九月の口上書⁽⁵⁰⁾から知られる。

〔史料18〕

材木を伐採することを願い出でている。差出人が記されていないが、万場村八右衛門ら二名の願い出を受けて差し出されたものである。御用木を必要としないなら「売木」でも認めて欲しいともあり、幕府による用材買上(御用木)が認められない場合の民間への販売の許可をも求めている。

この出願に関係して、同年一一月九日付で、別所助右衛門といふ人物から、〔史料19〕にみえる万場村八右衛門・小平村与右衛門・尾附村平太夫に三浦屋甚三郎を加えた四名宛の次のような証文がある。

〔史料20〕

證文之事

一上州山中領御林御材木、運上ヲ以賣木ニ御願候ニ付、御願之通埒明候ハ、山出入用金此方より差出、山方柵・日用出シ方共ニ無滞様ニ仕立、御材木江戸廻シ、問屋拂方之儀ハ相談之上相拂、金銀等差引仕立、徳用金ニ而高拾口ニ割、四口各ヘ相渡し、六口此方へ請取可申候、若損金致候ハ、右割合之通差出勘定相立可申候、仲間極證文之儀ハ、願相叶相談之上相究可申候、其節相互ニ非道成儀申分致間敷候、此御願申四月迄之内相叶候ハ、右之通相違致間敷候、四月以後之儀ハ、其節御相談之上割合等相究可申候、別紙願書壹通致判形相渡し申候、為後日證文仍如件、

元禄十六年末十一月九日

別所助右衛門印

上野国山中領小平村
与右衛門殿
尾附村
平太夫殿

万場村 八右衛門殿

三浦屋 基三郎殿

元禄十六年未十一月九日

山中領上山郷

下山郷

尾附村 平太夫

平原村 忠左衛門

この証文の冒頭に「山中領御林」とあるが、この「御林」は正徳四年に設定された御林とは異なり、本章第一節の検討に従えば、御巣鷹山をさすものといえる。また、この「御林」は「御山」とも表記されていることが

〔史料19・21〕により指摘できる。ともあれ別所助左衛門は、出願が認められたならば、「山出入用金」⁵²伐出し費用を負担する、杣・日用も滞りなく準備する、材木の江戸輸送と問屋への引渡しは相談のうえで行う、利益は八右衛門ら四名と助左衛門とで四対六の割合で分配する、などの諸点を約束している。この証文と同内容で、万場村八右衛門・小平村与右衛門・尾附村平太夫・三浦屋基三郎から別所助右衛門宛の証文⁵³も作成されており、両者で契約証文を取り交わしたことが分る。

三浦屋基三郎は、おそらく地元の商人であろう。別所助右衛門は、資金

や人員の調達を請け負つており、資金力を持つ地元以外の者で、江戸在住とは断定できないが、〔史料18〕でいう「金元」と同様な存在ではないか。

なお、同年一月九日付で、出願者のひとり尾附村平太夫等から上山・中山・下山郷の名主衆中・惣百姓中に宛てた証文によると、

〔史料21〕

一札之事

一山中領御山ニ御用木御願申上候、就夫、村々より茂御願之口上書御上ヶ被下候、御願之通御用木被仰付候共、又ハ賣木ニ被仰付被下候共、御役人様方御越被遊候節者、夫・傳馬又者水夫共ニ、我等共方より相勤、御百姓衆ニやつかいニかけ申間敷候、為後日仍如件、

上州山中領における御巣鷹山と山林政策の変遷(下)

右之通一札 上山名主・百姓衆中へ、兩人ニ而相渡シ置申候、

というように、村々からもお願いの口上書を出して貰ったようである。そして、「御用木」であっても「売木」であっても、役人が見分に出向いた際の人足や伝馬・水夫について、百姓衆に負担させないことを約束している。

さて、この御用木伐出し願いに関して、同年一二月に「上砺山中甘樂郡御林御材木江戸廻直段帳」⁵⁵という帳簿が作られているので、次にこれを掲げてみよう。

〔史料22〕

上砺山中甘樂郡御林御材木江戸廻直段帳

(a) 一木數千五百本 槩、長三間木迄、角・平物并末口物共ニ

但シ、御直段之儀者、秩父山縫之助御請負直段ニ五步引^(分)、長七寸半六半間上り段々式割増シ、帳面之外寸間太木出来仕候ハ、一寸上り段々式割増、木數三割迄過不足御免被遊可被下候、

(b) 一木數三万五千本 梅・樅、長武間木迄、角・平物共ニ

但、御直段之儀者、遠砺奥山野口屋甚八・手嶋屋次郎兵・衛御請負直段ニ五歩引^(分)、桧寸立取出候ハ、梅・樅直段式割半増

(c) 一木數五百本 桂、末口物、長四間木迄七間木迄

但、御直段之儀者 槩末口物ニ壹割引、

木数合三万七千本

但、木数二割迄過不足御免被遊可被下候、

(d) 一木数七万本 梅・榎・姫子 桂・沢栗 長武間木五三間木迄

但、木数七万本 梅・榎・姫子 桂・沢栗 長武間木五三間木迄

但、武間木壹尺角三廻 千本ニ付金弐拾八両宛御運上差上、賣木ニ

可被下置候 尤、三割迄過不足御免被遊可被下候、

右之通、来申年五戌年迄三ヶ年ニ、山出江戸廻シ上納可仕候、御急用ニ付、来申六月五極月迄、段々上納仕候分、右之直段ニ六割半増御勘定可被下候、但、御急用之分若満水仕、御材木紛失仕候ハ、山出・川流賃半金

可被下候、

(中略)

本八丁堀四町目
下嶋屋 濱兵衛

上州山中領
小平村 与右衛門

同國同領
尾附村 平太夫

元禄十六年末十二月

様子」の取調べが行われ、次のような「覚」が作成されている。⁵⁶

すなわち、今回の材木伐出し計画は、既にみたように元禄一六年一〇月に出願され、山中領の百姓困窮を救うのが目的であった。ところが、同年一月に江戸大地震が発生したために、計画の一部が復興用の材木の確保を目的とした「御急用」に切り替えられたのではないか。

次いで、宝永五年(一七〇八)二月に、「山内御林檜木數・寸間并川長之

〔史料23〕

覚

寸立小ぶし
一檜三千五百本程

上州甘樂郡山中領
野栗沢村山内御林之内

この帳簿は、伐出した材木の江戸輸送費用の見積書であり、尾附村平太夫・小平村与右衛門に下嶋屋瀬兵衛が加わり作成されたものである。下嶋屋瀬兵衛は、在所が本八丁堀四町目とあるので江戸の材木商であろう。別所助右衛門との関係など不明であるが、〔史料20〕にみえる「問屋」であらうか。

いざれにせよ、今回江戸に輸送する材木は、(a) 槩一五〇〇本、(b) 梅・榎

百五拾本程
長四間
内 千三百本程

目通五尺廻り
目通四尺廻り

三万五〇〇〇本、(c) 桂五〇〇本に、さらに(d) 梅・榎・姫子・桂・沢栗七万本である。このうち、(d) は幕府に運上金を納める「売木」とされているので、(a)・(c) が「御用木」として幕府が買上げる分であろう。そして、この伐出しは「来申年五戌年迄三ヶ年ニ 山出江戸廻シ上納可仕候」とあるよう

に、翌元禄一七年から三ヶ年計画で実施の予定とされている。また、(a)によれば秩父山で、(b)によれば遠州奥山でも伐出しが行われたことが窺える。

さらに注意すべきは、「御急用ニ付、来申六月五極月迄、段々上納仕候分、右之直段ニ六割半増御勘定可被下候」とあり、元禄一七年六月一十二月に上納する分に関しては、「御急用」のため六割半増直段で勘定すると

するなど、「御急用」であることが強調されている点である。この時期、「御急用」で大量の材木が必要な事態といえ何であろうか。考えられるのは、元禄一六年一二月二日に発生した江戸大地震からの復興であろう。

まで、②神流川から武州八丁河岸まで、③八丁河岸から江戸両国橋までの距離とともに、それぞれの区間の材木の輸送方法が記されている。それぞれの区間に對して、①堰き流し・修羅木出し、②管流し、③筏流しという輸送方法を用いる計画であったことが分る。②・③はすべて同じ輸送方法であるが、⁽⁵⁸⁾①では神流川までの距離が比較的短い勝山村御林からは修羅木出しで、他の二ヶ所からは堰き流しとなつてゐる。

さて、この時期に檜の資源調査が行われた目的は必ずしも明確ではなく、この調査に基づいて実際に伐り出しが行われたのかどうかも分らないが、

〔史料22〕では対象外であつた檜を把握しようとして、調査対象が檜であり、たものであろうか。

次に用材の資源調査が行われたのが、前述した正徳三年(一七一三)三月の日光御普請用楓の確保のための調査である。次いで、同年夏から翌年四月にかけて代官による山内見分が実施され、この見分に基づいて、浜平山・中沢山・乙父沢山・野栗沢山の四ヶ所に、用材供給源としての御林が設定されたのである。

おわりに

以上、上州山中領における御巣鷹山制の変遷と、それに関連して御林の在り方について、享保期までに限って検討してきた。

山中領における御巣鷹山は、最終的に三六ヶ所が設定されていた。それら個々の御巣鷹山の設定時期を、すべて明らかにすることは難しいが、一

六〇〇年代末頃にはほぼ出揃っていたと思われる。そして、御巣鷹山の管
理・保全と御巣鷹の発見・上納のために御鷹見が任命されていたが、御鷹

見役は浜平・野栗沢村(上山郷の御巣鷹山担当)と八倉・神原村(中山郷・下山郷の御巣鷹山担当)の各村が村役として担っていた。浜平・野栗沢では、御鷹見役を務める代償として高役が免除され、その分は上山郷村々が肩代わりしていた。

五代将軍徳川綱吉による放鷹制度の縮小策により、山中領の御巣鷹山では天和元年(一六八一)に御巣鷹の上納停止が申渡された。ただし、御巣鷹山そのものは廃止されずに維持され、八代将軍徳川吉宗による放鷹制度の復活をうけ、直ちに御巣鷹の上納が再開されたのである。

いうまでもなく、御巣鷹山は御巣鷹の供給源として設定されたのであり、実際に御巣鷹の上納も行われた。その一方で、貞享期から御巣鷹山を対象とした有用樹(御用木)の調査がみられ、また元禄一六年(一七〇三)には、地元の請負人に加え地元以外の江戸町人等の資本も参加した用材伐出し事業が計画されたが、こうした伐出し事業はさらに遅く寛文・延宝期にも行なわれたことが窺え、御用木の伐出しは万治年間まで遡り得る。これらの状況は、御巣鷹山が用材の供給源として位置付けられ、実際にその機能を果たしていたことを示すものである。

須田努氏は、天和（元禄期）⁽⁵⁹⁾は御菴鷹山規制が進行し、御菴鷹山制度の確立期であるとされて いる。しかし、この時期にとりわけ規制が強化されたとは思われない点はすでに指摘したが（第一章第二節参照）、それとともに御菴鷹山に複合的な機能が付与されていたことを、御菴鷹上納停止期間においても御菴鷹山が維持された背景として、視野に入れておく必要があるのではないか。

一方、山中領では正徳四年（一七一四）に、御巣鷹山とは別に四ヶ所の御林が設けられたが、これは前年からの代官による山内見分を経て設定され

たものである。代官の山内見分は、直接には幕府の材木払底への対策として、御菴鷹山を対象に有用樹(用材)の資源調査を目的に実施されたといえ
るが、林相調査等を経て、最終的には資源量が豊富と看做された浜平山・
中沢山・乙父沢山・野栗沢山の四ヶ所に、用材供給源としての御林が設定
されたのである。

以上の御菴鷹山と御林の関係を簡単にまとめれば、御菴鷹山は御菴鷹の
供給源から、その機能を維持しながらも用材供給源としての機能を併せ持
つことになり、さらには御菴鷹山とは別に用材供給源としての御林が設定
された、ということになる。⁽⁴⁰⁾

こうして、正徳四年以後は、浜平御林・中沢御林・乙父沢御林・野栗沢
御林の四ヶ所の御林が存在することになったのであるが、それ以前におい
ては、御菴鷹山と御林が同義に使われていたことも指摘した。この点につ
いては、用材の供給源としての機能の強化に伴って、そうした面での御菴
鷹山を御林と称するようになつたのではないか。換言すれば、御菴鷹の供
給源としては御菴鷹山、用材の供給源としては御林という呼称上の区別が
なされていたのではないか、と推測しておきたい。

また、正徳四年の御林設置と同時に、御林・御菴鷹山を含む「惣山」の
支配が割元の職務とされ、それまで割元からは自立的に御菴鷹山の支配に
当たってきた御鷹見が、「割元—御鷹見」という支配ラインに編成された
ことは、用材供給源の確保という幕府の山林政策の山中領におけるひとつ
の帰結であると位置付けられよう。

(39) 註(1)前稿①・②。

上州山中領における御菴鷹山と山林政策の変遷(下)

註

(40) この調査で、浜平御林では楓一五七本、乙父沢御林では楓九本、野栗沢御林
では楓一〇本、合わせて楓一七六本が改め出されたという〔万場・黒沢家文書
30〕。翌年の池田喜一郎による調査では、さらに浜平山で楓三一本、中沢山で楓
一一本、乙父沢村東沢で楓一〇四本が改め出されたという〔神原・黒沢家文書
118〕。

(41) 第2図の御林のうち浜平・中沢御林は、享保四年に御林のうちから「御免許

稼山」が区分されてからの御林の範囲であり、この時点ではもつと広い範囲が御
林であった(前稿①参照)。

(42) 新宿区立新宿歴史博物館編『武藏国農島郡角筈村名主 渡辺家文書』第一卷
所収。

(43) 同右。

(44) 山中領では、この時期に伐出しが実施された徵証が得られない。実際に伐出
しは行われなかつたものと思われる。

(45) 註(9)に同じ。

(46) 第5表の典拠は、上山郷は宝暦九年の村明細帳、下山郷は元禄五年の御用木
御改帳であるが、下山郷については上山郷と同じ宝暦九年の村明細帳による情報
を備考欄に示した。それによれば、元禄五年段階の二三本が一六本に減つている。
そのうち四本は風折のため払木および伐出しによるものであり、その年代も明記
されている。他の三本も、何らかの理由で宝暦九年までに存在しなくなつたので
あろう。従つて上山郷でも、当初はもつと多くの御用木が指定されていたことも
考えられる。なお、中山郷については適当な史料がないが、慶長一七年に中山郷
でも御用木の指定がなされたことは、〔史料16〕の記載から窺うことができる。

(47) 「万場・黒沢家文書」15。

(48) 同右²³⁰。

(49) 所三勇著『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)、一〇七—一〇八
頁。農林省編纂『日本林政史資料』江戸幕府法令、六二—六三頁。なお、『徳川
実紀』貞享二年六月十日条に「林奉行四人命ぜられ、良材を巡察せしめらる」
〔新訂国史大系 徳川実紀〕第五篇、五四七頁)とある。

(50) 〔神原・黒沢家文書〕²³¹。この口上書は、割元両名から代官に対しても、①

「御留山」境の明確化、②「山守」の設置の一「点を提言したもので、これを受け代官は勘定所に対し、①浜平・中沢の御林の一部を割いて山稼ぎを許可すべきこと、②山内取締りのため「山守」を設置すべきであることを伺い出た。その結果、浜平・中沢の御林に「御免許稼山」が認められ、また「山守」が任命されることになった(前稿①参照)。

(51) 「万場・黒沢家文書」²⁶⁴

(52) 同右
510 494^o 243^o 263^o
(53) 同右
(54) 同右
(55) 同右
(56) 同右

(57) この「覚」には年代が明記されていないが、野田三郎左衛門が山中領の代官であったのは元禄一四年から正徳三年までであり、この間の子年は宝永五年となる。

(58) ③で「利根川通、江戸両国橋迄」と、利根川しか記されていないが、おそらく利根川から江戸川を経由したのであり、江戸川も含めて利根川と称しているのであろうか。

(59) 註(6)須田①論文。

(60) このような動向は、多少の時期的な違いはあるが、秩父山地の場合とほぼ同じといえる(貝塚和実「秩父山地における幕府の山林支配と生業—近世村落共同体の再検討(1)ー」『徳川林政史研究所研究紀要』一三、一九八九年)。